

監査公表第796号

地方自治法第199条第9項の規定により、次のとおり令和4年度定期監査（事務）の結果を公表します。

令和5年3月30日

京都市監査委員

令和4年度
定期監査（事務）の結果

京都市監査委員	西村義直
同	安井勉
同	山添洋司
同	河原林温朗

第1 監査の実施

京都市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

- 1 監査の種類 定期監査（事務）（地方自治法第199条第1項及び第2項）
- 2 監査の対象局等 環境政策局、総合企画局、文化市民局、保健福祉局、都市計画局、建設局、会計室、左京区役所、中京区役所、東山区役所及び交通局

なお、各局等に対して2年に1度の周期で監査をすることを基本としており、抽出する課等は、監査の実施頻度、重点監査項目の取扱件数、前回の監査結果、所管する事務等を基に総合的に判断している。

3 監査の対象期間

(1) 重点監査項目

令和3年4月から令和4年9月まで（必要に応じて他の期間も対象とした。）

(2) 重点監査項目以外

令和4年4月から同年9月まで（必要に応じて他の期間も対象とした。）

4 重点監査項目 委託料に係る財務事務

5 監査の着眼点

- (1) 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びにその他の事務の執行が法令等に従って行われているか。
- (2) 上記5(1)の事務の執行等が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に則ってなされているか。

6 監査の主な実施内容 関係帳簿、証書類等の審査並びに文書及び口頭による質問調査を行い、必要なものについて実地調査を実施した。

7 監査の実施場所 監査事務局及び監査対象局等執務室等

8 監査の実施期間 令和4年9月8日から令和5年3月24日まで

9 監査を実施した監査委員

監査委員 西村 義直
同 安井 勉
同 山添 洋司
同 河原林 温朗

第2 監査の結果

違法又は不正等の指摘にとどまらず、監査で発見された不適切な事務処理等の問題点の原因や背景等も踏まえ、速やかな事務改善につなげられるよう、監査対象課等に対する助言、支援及び改善提案をより一層重視する実効性のある監査に加えて、これまで設定してきた重点監査項目から更に範囲を絞った、よりリスクが高く影響が大きいと考えられる特定の分野や項目に対する重点的な監査を目指し実施した。

その結果、発見された問題点に対して、市長が監査の実施期間中に速やかに問題点を是正するとともに、発生原因等を踏まえた適切な再発防止策を講じるほか、各局等内で問題点を共有し、適正な事務を行うよう職員に周知徹底するなど、適切に措置を講じた事項を「改善済事項」として記述し、是正・改善を図るための取組に十分な調査や検討を行うなど、一定の時間を要することから、監査の実施期間中に措置を講じることができなかった事項を「指摘事項」として記述した。

なお、是正・改善を図るために指導した軽易な事項は、記述を省略した。

1 重点監査項目

(1) 選定理由

令和3年度の定期監査では、「行財政改革計画2021-2025（令和3年8月策定）」に掲げる「民間活力の最大限の活用」のより一層の適正かつ適切な改革の取組に資するため、「委託料に係る財務事務」を重点監査項目に選定し、監査を実施した。

当該監査の結果、特に随意契約による業務委託について、業務の内容及び水準が不明確な仕様書や受託事業者から提出される業務報告書等の履行内容が記載された書面における履行内容の記載が不十分なものなど、仕様書の作成や履行確認が適切に行われていなかった事例が複数の所属で見受けられた。そのため、これらの不適切な事務処理に対して、より効果的に是正・改善に向けた取組を促すために意見を付し、令和4年度中に市長は当該意見に基づき、仕様書の作成や履行内容の確認におけるポイント等を改めて周知徹底するほか、従来から大幅に改訂した資料を用いて研修を実施するなど、必要な措置を講じたところである。

一方、これらの業務委託に係る不適切な事務処理は、サービス面やコスト面について、業務委託により意図した効果を得ることができたかどうかの検証や、ひいては民間活力の活用の手法として、業務委託が適切であったかどうかの検証を十分に行えなくなるなどのリスクがあり、その財務事務の執行に当たっては、より良い市

民サービスの向上につながるように管理監督を徹底するなど、十分な留意が必要である。また、業務委託に限らず指定管理者制度といった民間活力の活用も全市にわたる多種多様の事業で活用されている状況も踏まえると、業務委託や指定管理者による公の施設の管理運営（以下「業務委託等」という。）に係る財務事務の執行状況について、全庁横断的に重点的に監査を実施し事務改善を図ることは、適正かつ適切な行財政改革の取組に資することはもとより、不適切な事務処理に対する本市の内部統制をより有効に機能させることにもつながる。

したがって、令和4年度の定期監査においても、令和3年度に引き続き「委託料に係る財務事務」を重点監査項目に選定し、経済性、効率性及び有効性の観点をより重視した監査を実施することとした。

(2) 結果（令和4年度）

重点監査項目に関する取扱要綱や事務処理マニュアル、各種庁内通知等を含めた関係法令等に照らし、適正かつ効率的に事務を執行しているか等の着眼点に基づき監査を実施したところ、実地調査時点においては、主に仕様書の作成や履行確認が不適切等の指摘事項に相当する問題点が見受けられたものの、監査対象課等が速やかに是正・改善に向けた取組を適切に講じた結果、一部の問題点を除き、概ね問題点が是正・改善された。

しかし、個人情報管理に関する事務については、本市で令和2年度に発生した事案（委託事業者や指定管理者による個人情報の漏えい）や他都市で発生した重大事案（委託事業者による全市民の個人情報が入った記録媒体の紛失）を踏まえ、財務事務と合わせて監査を実施したところ、個人情報を取り扱う業務委託に係る事務において、京都市個人情報保護条例が規定している個人情報を保護するために必要な措置の内容を十分に理解できていない職員が散見された。市長は、前述した本市事案を受け、令和2年度中に速やかに全職員に対する注意喚起等の取組を行ってはいらぬものの、監査の結果から、それらの効果がいまだ十分に職員に浸透していない状況にあると見受けられるため、今後も継続的な注意喚起に加えて、より具体的な措置内容等の周知が必要と考えられる。また、個人情報が漏えいすると、市民に重大な権利侵害をもたらす、市政に対する信頼を大きく損ねかねないリスクがあるため、後述する「13意見」のとおり、制度所管局に対して意見を付した。

さらに、支出方法の特例の一つとして例外的に認められている概算払（債権金額

が未確定で債務の履行期が到来していない時点で支出する方法) について、業務委託における委託料の支出の際に、不十分な根拠や理由で行っている事例も見受けられたため、個人情報を取り扱う業務委託と同様に、後述する「13意見」のとおり、制度所管局に対して意見を付した。

(3) 総括（令和3年度及び令和4年度）

本市は、現下の危機的な財政状況を克服し、持続可能な行財政運営の確立のために、民間活力を最大限に活用することを取組の一つに掲げて改革に取り組んでいる。とりわけ業務委託等については、民間のノウハウをいかした市民サービスの向上に加え、限られた職員をより政策性・行政専門性の高い分野へ重点的にシフトするための業務効率化等の観点からも、多くの所属の様々な事業で活用されている。一方、業務委託等が行政運営の手法として有用といえるためには、行政責任を果たすべく、市民サービスが継続して安定的かつ効果的に提供されることはもとより、事業が適正かつ効率的に実施されるよう、適切な管理監督を行うことが非常に重要となる。

これらの状況を踏まえ、令和3年度から2か年にわたり、「委託料に係る財務事務」について全庁横断的に重点的に監査を実施したところ、管理監督意識が不十分と言わざるを得ない次のような問題点が見受けられた。

主 な 問 題 点	業務委託
	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様内容が契約書や仕様書に具体的に明記されていなかった。 ・適切に履行確認ができていなかった。 ・個人情報を保護するために講じる措置が不十分だった。 ・不十分な理由で概算払をしていた。
	指定管理者による公の施設の管理運営
	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者が指定管理業務から生じた収入を収入していた。 ・指定管理業務に係る事業報告書の記載が不十分だった。

業務委託等に係る事務に対して、職員が不十分な理解のまま、漫然と事務を前例踏襲すると、特に業務委託等に対する管理監督業務が形骸化しやすくなり、前述したような不適切な事務処理というリスクが発現しやすい状況を作り出してしまうこととなる。

したがって、市長は、この2か年にわたって実施した「委託料に係る財務事務」に対する監査の結果を踏まえ、事業の実施責任は本市にあることをしっかりと念頭

に置いたうえで、適正かつ適切な事務処理に基づき、効果が最大となるように事業を推進していかなければならない。そのためには、単にルールの内容等を周知徹底するだけではなく、職員一人一人の意識改革を徹底していくことが必要であり、組織的に財務事務等から生じ得るリスクを可視化し、対応策を講じてリスクの発現を抑止できるよう、内部統制制度の内容を適宜見直すなどして充実を図り、より効率的かつ効果的に運用していくことが重要となる。

加えて、監査委員としても、委託料に係る財務事務については、本市の適正かつ適切な事務処理に寄与し、また、業務委託等の目的を効果的に実現できるよう、引き続き監査項目の一つとして、合規性の視点にとどまらず、経済性、効率性及び有効性の観点からも監査していくことは当然のことながら、定期的に重点監査項目にも選定することにより、効率的かつ効果的な監査の実施を図っていくこととする。

2 環境政策局

(1) 抽出した課等

地球温暖化対策室	
環境企画部	環境管理課
循環型社会推進部	生活環境美化センター
適正処理施設部	施設管理課

(2) 指摘事項及び改善済事項の件数

	収入事務	支出事務	契約事務	財産管理事務	個人情報管理事務	その他	合計
指摘事項	0	0	0	0	—	—	0
改善済事項	1	1	1	1	—	—	4
合計	1	1	1	1	—	—	4

(3) 指摘事項

措置を求める指摘事項は認められなかった。

(4) 改善済事項

監査の実施期間中に、適切に措置を講じた事項が認められた。

ア 収入事務

(ア) 納入通知

a 2以上の会計年度にわたり行政財産の目的外使用許可を行っている案件について、次年度以降に納入通知書を発送する際、審査請求及び処分の取消しの訴えの教示をしていなかったものがあった。

b 行政財産の使用料について、納期限を誤って納入の通知を行っていたものがあった。

イ 支出事務

(イ) 専決権限の行使

a 専決権限を有しない職員が支出等の決定をしていたものがあった。

ウ 契約事務

(ア) 協定の締結

- a 公の施設の指定管理に関する予備の協定書について、公印照合を受けていない文書に公印を押印していたものがあった。

エ 財産管理事務

(ア) 備品の管理

- a 他課等に貸し付けている備品について、物品貸借書を徴していなかったものがあった。

3 総合企画局

(1) 抽出した室

デジタル化戦略室、情報化推進室

(2) 指摘事項及び改善済事項の件数

	収入事務	支出事務	契約事務	財産管理事務	個人情報管理事務	その他	合計
指摘事項	—	0	—	—	—	—	0
改善済事項	—	1	—	—	—	—	1
合計	—	1	—	—	—	—	1

(3) 指摘事項

措置を求める指摘事項は認められなかった。

(4) 改善済事項

監査の実施期間中に、適切に措置を講じた事項が認められた。

ア 支出事務

(ア) 報酬の支払

- a 委員報酬について、条例に規定する日までに支給していなかったものがあった。

4 文化市民局

(1) 抽出した課等

文化芸術都市推進室	美術館、元離宮二条城事務所
地域自治推進室	

(2) 指摘事項及び改善済事項の件数

	収入事務	支出事務	契約事務	財産管理事務	個人情報管理事務	その他	合計
指摘事項	0	0	0	0	0	—	0
改善済事項	1	1	2	3	1	—	8
合計	1	1	2	3	1	—	8

(3) 指摘事項

措置を求める指摘事項は認められなかった。

(4) 改善済事項

監査の実施期間中に、適切に措置を講じた事項が認められた。

ア 収入事務

(ア) 専決権限の行使

a 専決権限を有しない職員が収入の決定をしていたものがあった。

イ 支出事務

(イ) 専決権限の行使

a 専決権限を有しない職員が支出等の決定をしていたものがあった。

ウ 契約事務

(ウ) 契約決定の手続

a 仕様内容が契約書や仕様書に具体的に明記されていなかったものがあつた。

(イ) 契約の履行確認

a 適切に履行確認ができていなかったものがあつた。

エ 財産管理事務

(7) 公有財産に係る帳簿の整備

a 不動産借受台帳の整備を行っていないものがあつた。

(イ) 備品の管理

a 備品として管理すべき物品を備品台帳に記録していなかったものがあつた。

(ウ) 債権の管理

a 納期限までに納付されていない行政財産の使用料について、期限を指定して督促を行っていないがつた。

オ 個人情報管理に関する事務

(7) 個人情報取扱事務の委託

a 個人情報を保護するために講じる措置が不十分なものがあつた。

5 保健福祉局

(1) 抽出した課等

障害保健福祉推進室	
生活福祉部	生活福祉課
医療衛生推進室	動物愛護センター
上京区役所保健福祉センター	障害保健福祉課（保健福祉局障害保健福祉推進室が所管する事務に関する財務事務のみ）
健康福祉部	
東山区役所保健福祉センター	生活福祉課（保健福祉局生活福祉部生活福祉課が所管する事務に関する財務事務のみ）
健康福祉部	

(2) 指摘事項及び改善済事項の件数

	収入事務	支出事務	契約事務	財産管理事務	個人情報管理事務	その他	合計
指摘事項	0	0	0	0	—	—	0
改善済事項	1	1	2	2	—	—	6
合計	1	1	2	2	—	—	6

(3) 指摘事項

措置を求める指摘事項は認められなかった。

(4) 改善済事項

監査の実施期間中に、適切に措置を講じた事項が認められた。

ア 収入事務

(ア) 納入通知

- a 2以上の会計年度にわたり行政財産の目的外使用許可を行っている案件について、次年度以降に納入通知書を発送する際、審査請求及び処分の取消しの訴えの教示をしていなかった。

イ 支出事務

(イ) 専決権限の行使

- a 専決権限を有しない職員が支出の決定をしていたものがあつた。

ウ 契約事務

(7) 契約決定の手續

- a 仕様内容が契約書や仕様書に具体的に明記されていなかったものがあつた。

(1) 指定管理業務に係る事業報告

- a 事業報告書に施設の管理業務に係る収入及び支出の内訳を記載していなかったものがあつた。

エ 財産管理事務

(7) 公有財産に係る帳簿の整備

- a 行政財産使用許可台帳等の整備を行っていないものがあつた。

(1) 消耗品の管理

- a 払出しの都度、消耗品台帳に記録していなかったバス回数券があつた。

6 都市計画局

(1) 抽出した課

都市企画部	都市総務課
都市景観部	風致保全課
公共建築部	公共建築建設課
住宅室	住宅政策課

(2) 指摘事項及び改善済事項の件数

	収入事務	支出事務	契約事務	財産管理事務	個人情報管理事務	その他	合計
指摘事項	0	—	1	0	—	—	1
改善済事項	3	—	0	1	—	—	4
合計	3	—	1	1	—	—	5

(3) 指摘事項

一部において、措置を求める指摘事項が認められた。

ア 契約事務

(ア) 指定管理業務に係る事業報告

京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（以下「指定管理者指定手續条例」という。）によると、事業報告書の提出は、毎年度終了後 60 日以内に行ななければならないとされているが、指定管理者との管理に関する協定書に定めた期限までに事業報告書の提出を受けたことを確認できないなど、適切な履行確認を行っていなかった。

事業報告書は、指定管理者指定手續条例等に基づき、期限までに受領したうえで、適切な履行確認を行われない。

(住宅政策課)

(4) 改善済事項

監査の実施期間中に、適切に措置を講じた事項が認められた。

ア 収入事務

(ア) 納入通知

- a 行政財産の使用料及び普通財産の貸付料について、納期限を誤って納入の通知を行っていたものがあつた。
- b 2以上の会計年度にわたり行政財産の目的外使用許可を行っている案件について、次年度以降に納入通知書を発送する際、審査請求及び処分の取消しの訴えの教示をしていなかった。

(イ) 公金収納受託者の告示

- a 告示の手続を行っていなかった。

(ウ) 公金収納受託者による収納金の払込み

- a 公金収納受託者が領収した収納金について、速やかに収納機関への払込みを行っていなかった。

イ 財産管理事務

(ア) 備品の管理

- a 備品として管理すべき物品を備品台帳に記録していなかったものがあつた。

7 建設局

(1) 抽出した課等

土木管理部	南部土木事務所
自転車政策推進室	
みどり政策推進室	北部みどり管理事務所

(2) 指摘事項及び改善済事項の件数

	収入事務	支出事務	契約事務	財産管理事務	個人情報管理事務	その他	合計
指摘事項	—	0	1	0	—	—	1
改善済事項	—	1	1	2	—	—	4
合計	—	1	2	2	—	—	5

(3) 指摘事項

一部において措置を求める指摘事項が認められた。

ア 契約事務

(7) 契約決定の手続

地方自治法及び同法施行令並びに京都市契約事務規則（以下「契約事務規則」という。）によると、随意契約は契約金額が少額の場合等、限られた場合に行うことができるとされ、京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドラインにおいて、契約金額が少額の場合の随意契約は契約事務規則に規定する額以下の契約であって、かつ、京都市局長等専決規程（以下「局長等専決規程」という。）及び京都市事業所の長等専決規程（以下「事業所の長等専決規程」という。）に規定する契約に関する専決の額以下である場合にできるとされているが、物件等の調達において、一括して契約することが可能であったが、局長等専決規程及び事業所の長等専決規程に規定する契約に関する専決の額以下の契約として随意契約を行っていたものがあった。

契約決定の手続については、過去の建設局を対象とした定期監査においても指摘し、再発防止に努めた旨の通知を受けていたにもかかわらず、入札を回避するために意図的に随意契約を行っていたように取られかねない事例が生じて

いることから、より実効性のある措置を改めて講じ、同様の事例を生じさせないよう取り組まれない。

(北部みどり管理事務所)

(4) 改善済事項

監査の実施期間中に、適切に措置を講じた事項が認められた。

ア 支出事務

(ア) 専決権限の行使

a 専決権限を有しない職員が支出等の決定をしていたものがあつた。

イ 契約事務

(イ) 契約決定の手続

a 仕様内容が契約書や仕様書に具体的に明記されていなかったものがあつた。

ウ 財産管理事務

(ウ) 公有財産に係る帳簿の整備

a 行政財産使用許可台帳等の更新を行っていないものがあつた。

(イ) 備品の管理

a 備品として管理すべき物品を備品台帳に記録していないものがあつた。

8 会計室

(1) 指摘事項

措置を求める指摘事項は認められなかった。

9 左京区役所

(1) 抽出した課等

地域力推進室	
区民部	市民窓口課

(2) 指摘事項及び改善済事項の件数

	収入事務	支出事務	契約事務	財産管理事務	個人情報管理事務	その他	合計
指摘事項	0	0	—	—	—	0	0
改善済事項	2	2	—	—	—	1	5
合計	2	2	—	—	—	1	5

(3) 指摘事項

措置を求める指摘事項は認められなかった。

(4) 改善済事項

監査の実施期間中に、適切に措置を講じた事項が認められた。

ア 収入事務

(ア) 納入通知

- a 2以上の会計年度にわたり行政財産の目的外使用許可を行っている案件について、次年度以降に納入通知書を発送する際、審査請求及び処分の取消しの訴えの教示をしていなかった。

(イ) 郵送による証明書等の交付請求に係る事務

- a 郵送請求明細書兼領収書管理簿における領収書の差引保管高と実際の保管高が一致していなかった。

イ 支出事務

(ア) 支出方法の特例による支払

- a 資金前渡出納簿に支払額を記載していなかったものがあつた。
- b 資金前渡を受けた現金について、速やかに支払を行っていなかったものがあつた。

あった。

(イ) 専決権限の行使

- a 専決権限を有しない職員が支出等の決定をしていたものがあった。

ウ その他の事務の執行及び経営に係る事業の管理

(ア) ちびっこひろばの助成に関する事務

- a 適切な助成決定の手続を経ることなく、補修に係る経費支出の決定を行っていた。

10 中京区役所

(1) 抽出した課等

地域力推進室	
区民部	市民窓口課

(2) 指摘事項及び改善済事項の件数

	収入事務	支出事務	契約事務	財産管理事務	個人情報管理事務	その他	合計
指摘事項	0	0	0	—	—	—	0
改善済事項	2	1	2	—	—	—	5
合計	2	1	2	—	—	—	5

(3) 指摘事項

措置を求める指摘事項は認められなかった。

(4) 改善済事項

監査の実施期間中に、適切に措置を講じた事項が認められた。

ア 収入事務

(ア) 納入通知

- a 2以上の会計年度にわたり行政財産の目的外使用許可を行っている案件について、次年度以降に納入通知書を発送する際、審査請求及び処分の取消しの訴えの教示をしていなかったものがあった。

(イ) 郵送による証明書等の交付請求に係る事務

- a 郵送請求明細書兼領収書管理簿における領収書の差引保管高と実際の保管高が一致していなかった。

イ 支出事務

(ア) 専決権限の行使

- a 専決権限を有しない職員が支出等の決定をしていたものがあった。

ウ 契約事務

(ア) 契約決定の手續

- a 仕様内容が契約書や仕様書に具体的に明記されていなかったものがあった。

(イ) 契約の履行確認

- a 適切に履行確認ができていなかったものがあった。

11 東山区役所

(1) 抽出した課等

地域力推進室	
区民部	市民窓口課

(2) 指摘事項及び改善済事項の件数

	収入事務	支出事務	契約事務	財産管理事務	個人情報管理事務	その他	合計
指摘事項	0	—	—	—	—	—	0
改善済事項	1	—	—	—	—	—	1
合計	1	—	—	—	—	—	1

(3) 指摘事項

措置を求める指摘事項は認められなかった。

(4) 改善済事項

監査の実施期間中に、適切に措置を講じた事項が認められた。

ア 収入事務

(ア) 納入通知

- a 2以上の会計年度にわたり行政財産の目的外使用許可を行っている案件について、次年度以降に納入通知書を発送する際、審査請求及び処分の取消しの訴えの教示をしていなかった。

12 交通局

(1) 抽出した課等

企画総務部	財務課、営業推進課
自動車部	自動車整備工場、梅津営業所
高速鉄道部	技術監理課、電気課、烏丸線運輸事務所

(2) 指摘事項及び改善済事項の件数

	収入事務	支出事務	契約事務	財産管理事務	個人情報管理事務	その他	合計
指摘事項	0	—	—	0	—	—	0
改善済事項	1	—	—	1	—	—	2
合計	1	—	—	1	—	—	2

(3) 指摘事項

措置を求める指摘事項は認められなかった。

(4) 改善済事項

監査の実施期間中に、適切に措置を講じた事項が認められた。

ア 収入事務

(ア) 納入通知

- a 行政財産の使用料について、納期限を誤って納入の通知を行っていたものがあった。

イ 財産管理事務

(イ) 債権の管理

- a 納期限までに納付されていない行政財産の使用料について、期限を指定して督促を行っていなかった。

13 意見

今回の定期監査に関し、次のように意見を付すので、一層の改善を図られたい。

(1) 個人情報取扱事務の委託に伴う措置（重点監査項目）

個人情報を取り扱う事務を外部に委託（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により同項に規定する指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときを含む。以下同じ。）するときは、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 13 条の規定により、委託事業者を選定する際の個人情報保護体制等の確認、委託契約書等への安全管理・秘密厳守等の個人情報保護に関する事項の明記及び業務履行中の委託事業者への監督等の個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

今回の定期監査の対象とした局等において、これらの必要な措置の不備に起因する個人情報の漏えいというリスクの発現は見受けられなかったものの、措置の具体的な内容について、十分に理解できていない職員が散見された。

個人情報の取扱いに当たっては、その安易な取扱いがもとで、ひとたび個人情報が漏えいしてしまうと、市民に重大な権利侵害をもたらし、市政に対する信頼を大きく損ねかねないリスクがあり、職員は常に緊張感を持って適正かつ厳格な取扱いを心掛けなければならない。

本市では、個人情報保護事務の手引等を定めて条例の趣旨や事務の運用方法を周知するほか、例年、コンプライアンス推進月間及び情報セキュリティ対策強化月間を定めて、個人情報の適切な取扱い等を再確認するために、全職員がチェックシートに基づき自主点検を実施するなど、適正な事務の執行を図る取組が実施されているが、個人情報取扱事務の委託に伴う措置に関しては、職員の十分な理解の下、適切に措置が講じられている状況にあるとは言い難い。

個人情報を取り扱う業務委託の内容は多岐にわたり、また、委託業務ごとに取扱う個人情報の内容や量も異なるため、制度所管課が画一的に措置の内容や水準等を示すことが困難であることは一定理解できるものの、職員が適切な事務の拠りどころとする手引等において、措置の内容等に係る説明が抽象的となっている部分も見受けられ、当該状況が職員の十分な理解を阻害している要因の一つとも考えられる。

については、制度所管課は、本市の責務である個人情報取扱事務の委託に伴う措置について、個人情報の保護に関する法律及び条例が改正され、令和5年4月1日に施行されることに合わせて、「リスク評価シート」の見直しなどの内部統制制度の取組をより一層推進するほか、コンプライアンス推進月間及び情報セキュリティ対策強化月間や研修等、あらゆる機会を捉えて継続的な注意喚起と周知徹底を図られたい。さらには、職員が十分に理解したうえで、必要な措置を適切に講じられるよう、措置の内容や方法を可能な限り具体的に例示するなど、単なるルールの周知にとどまらない、実効性のある改善策を講じられたい。

(2) 業務委託契約における委託料の支出（重点監査項目）

地方公共団体の支出は、地方自治法（以下「法」という。）第232条の4第2項により、債務が確定し、かつ、その履行期が到来したものに対して行うことが原則（以下「通常払」という。）とされている。また、複雑で多様な行政需要に対応するために、当該原則をあらゆる支出に貫くことは、かえって非合理的で非効率的となる場合もあることから、法第232条の5第2項により支出の特例の一つとして、債権金額が未確定で債務の履行期が到来していない時点で行う「概算払」も認められている。

しかし、今回の定期監査の対象とした局等において、業務委託契約における委託料の支出の際に、不十分な根拠や理由で概算払を行っている事例が見受けられた。

業務委託契約は、業務内容に係る数量や人数、その他の必要事項について、明確かつ正確な仕様内容を定め、当該仕様内容に基づき金額が見積られるものであることから、債権金額（契約金額）が未確定となる業務委託契約は極めて例外的なものに限られ、濫用されることのないようその取扱いは厳正になされることが求められる。さらに、現下の危機的な財政状況を克服し、持続可能な行財政運営の確立のために、行財政改革に取り組んでいる本市の状況も踏まえると、明確な根拠や理由に乏しい概算払を安易に認め、慣例化・常態化することは認められるものではない。

については、支出及び契約を所管する制度所管課は、業務委託契約における支出は通常払が原則であり、例外的に概算払を前提とした業務委託契約を締結する場

合には、契約内容や支出方法について、説明責任を十分に果たせるよう、明確な根拠や理由が必要であること、また、いずれの支出方法においても、契約締結後に業務内容の変更に伴い契約金額を変更する必要がある場合は、適切に契約変更の手続を行うことを改めて全庁に周知徹底されたい。加えて、職員が正しい知識に基づき的確な契約及び支出事務を行えるよう、研修等で注意すべきポイントとして積極的に周知するなど、効果的な対策を講じられたい。

(監査事務局)